

解題

一、はじめに

小平市史料集第十五集から村の生活に関する史料を順次刊行し、第十七集で「事件・事故・訴訟」に関する史料は完結の予定でしたが、一〇点の収録漏れが在りましたので本集に補遺として収めました。この他にこの第十八集には、「御門訴事件」「村役人・村政」「結婚・相続・褒賞」「興行・行事」「災害・救済」に関する史料二七四点を収録しました。

村の生活に関する史料は圧倒的に「事件・事故・訴訟」が多く、補遺を含めると九一五点に及びます。本来ならば御門訴事件もこの中に含まれるのですが、歴史的な事件として特筆されることから別項目としました。また、「災害・救済」には養料積穀制度に関する史料も含まれますが、史料の多さと内容的な特徴から別項目とし、次年度の刊行を予定しています。

二、御門訴事件

御門訴事件の史料集については、武蔵野市史編纂委員会編『武蔵野市史 続資料編 1』（昭和43年）を嚆矢として、品川区が編纂した『品川区史料』（品川区史資料編 別冊第1 昭和45年）が続き、小平市でも小平郷土研究会から『小平に残る御門訴事件関係史料集』（昭和55年）が発行されています。

また論述としては、「多摩のあゆみ」の創刊号（昭和50年11月）に松田銀治・村田朝雄両氏の論考が掲載され、第26号（昭和57年2月）には特集が生まれ13本の論文が集められています。その後、『保谷市史通史編3近現代』（平成元年）には「門訴事件」（18～32ページ）として、『田無市史第三巻通史編』には「品川県政と社倉問題」（643～659ページ）として、それぞれ一節を割いて事件の経過が詳しく述べられています。最近では、『街道の日本史18 多摩と甲州道中』に藤野敦氏が「御門訴事件（品川県社倉騒動）と明治の地方政治」（133～145ページ）と題して論及しています。

史料が出揃い、数多くの論考がありますので目新しいことはほとんどありませんが、御門訴事件に関係した十二か村の内四か村が含まれる小平市としては、避けて通れない重要な歴史的な課題です。しかも、関係史料は残っていないものの、上保谷新田の名主伊左衛門の末裔である平井家の移住地となり、小川家との姻戚関係が確認され、牢内の伊左衛門との書簡7点が残っており、伊左衛門の動向を知るための貴重な史料となっているなど新たな発見もあります。

そこで、改めて御門訴事件の概要をまとめ、小平の近代の幕開けである明治維新がどのような形でスタートしたのか振り返ってみたいと思います。

前述の『田無市史第三巻通史編』には事件の経緯を次のように説明しています。

一八六九年（明治二）十一月、品川県は従来の貯穀制度を廃止し、高五石以上の家は一石につき米二升づつ、高五石以下は三段階にわけ、上は一戸あたり四升、中は三升、下は一・五升を飢饉の備えとして積みたてる、ただし本年は米一斗＝一両の割で換金して納入せよ、と命じた。これに対して、田無周辺の関前新田、上保谷新田、梶野新田、柳窪新田、鈴木新田、戸倉新田、関野新田、大沼田新田、内藤新田、野中新田と右衛門組・善左衛門組・六左衛門組の一二新田が激しく抵抗し、「御門訴事件」と呼ばれる大騒動になった。

（中略）十一月一六日、田無村に出張して農民の怒りを実感した品川県勸農方の荒木源右衛門は、「五石以上」を一〇石以上とし、それ以下を三区区分する妥協案に同意した。ところが、報告を受けた古賀知事は激怒して荒木を免職にしたうえ、一二月一九日、西村小助を田無へ派遣し、「難渋の者」以外は当初の命令どおりに納入するように厳達した。むろん農民は納得せず、再度歎願書を県庁に出したところ、総代の二名が指定された宿屋に拘束される「宿預け」の処分を受けた。この知らせに「小前一同、憤然」となり、一二月二八日、皆で県庁に押しかけようと動きはじめる。あわてた村役人がこれを押しとどめ、急を聞いて駆けつけた県吏も結局「願の趣き」を聞き届けると約束し、その場をおさめた。

だが、古賀知事は頑として態度を変えなかった。このため、一八七〇年（明治三）一月一〇日、田無村八反歩に集結した農民数百人が、日本橋浜町の品川県庁めざして青梅街道をつき進む事態となった。県庁や村役人の手配によって内藤新宿の淀橋付近で多くが阻止されたが、これを逃れた農民たちは中野から北東にまわりこんで県庁前に到達した。すでに夜であった。県吏は門を開け、願があるなら内へ入れと誘うが、農民は動かない。入れば「強訴」となるからだ。農民はあくまでも合法的な「門訴」（歎願）の形を守った。業を煮やした県庁側は鉄の鞭などを振りまわしながら農民

に襲いかかり、四六人を捕縛した。「御門訴事件」という呼称はここから生まれた。

明治政府のお膝下に農民が大挙して押しかける、ということで東京府内は一時騒然となったようだ。面目をつぶされた古賀知事は、首謀者の徹底探索を命じた。そして、みずから田無村等へ出張し、上保谷新田・寅之助の母にまで拷問をくわえ、自首しなければ一カ村を焼きはらうと脅した。苛酷な取調べと流行病のために、関前新田名主の忠左衛門、上保谷新田の国五郎ら五人が牢死・病死させられたあげく、七一年二月二七日、上保谷新田組頭・元右衛門の徒刑（懲役）三年を最高に、各名主が杖・笞の刑を宣告され、それ以外の村役人も役職をとりあげられた。

この経過を当史料集に収録した史料を基に年表を作成したのが、表1「御門訴事件関係年表」です。

【表1】 御門訴事件関係年表

日付	内 容	史料
明治2年		
11月3日	品川県勸農方荒木源左衛門・矢部貞造出役、社倉積穀を申付ける	9
11月12日	社倉出穀御憐愍の歎願書を提出	1
12月6日	荒木源左衛門田無村に出役し、村役人小前を呼出教諭	30
12月18日	社倉一件ニ付西村小助権大属田無村へ出役	30
12月19日	社倉積立ニ付小前と相談のため日延願	6
12月26日	村々惣代伊左衛門・忠左衛門・定右衛門御調中宿預け	11, 12
12月29日	小前一同人気騒立田無村八反歩へ屯集 福永忠太郎・飯沼吉次郎出役、一同人気差止	12, 30 12, 30
明治3年		
正月4日	梶野新田藤三郎・関野新田清十郎役所へ罷出、下田半兵衛に会う	12
正月7日	村役人不残役所へ召出	13, 14
正月9日	難渋者差除上中下三等ニ分け出穀教諭の旨承伏、小前一同への申論し廿五日まで日延願 伊左衛門・忠左衛門宿預け御免	13, 14, 15 30
正月10日	村役人帰村途中、村方のもの品川県庁へ門訴	13, 14
正月13日	上保谷新田峯吉召捕	30
正月17日	内藤新宿へ伊左衛門・忠左衛門呼出吟味 内藤新田治助・大沼田新田弥左衛門召捕	30 30
正月18日	上保谷新田元右衛門・国五郎田無村陣屋へ自訴	30
正月19日	忠左衛門・伊左衛門・治助・弥左衛門田無村陣屋へ引立 野中新田定右衛門召捕 告諭の建札	30 30 16
正月21日	上保谷新田伊左衛門妻・嘉吉・東太召捕 定右衛門・伊左衛門・治助・弥左衛門・元右衛門・国五郎本所へ入牢	30 30
正月22日	本所六番牢の伊左衛門へ見舞金差入れ 野中新田惣兵衛無提灯で東京を歩行、召捕品川県へ引渡	18 26
正月26日	本所六番牢の伊左衛門へ見舞金・綿入・布団差入れ	21
正月28日	関前村定右衛門召捕、品川県仮牢入	30
2月7日	定右衛門半身不随病臥ニ付宿預け願	25
2月9日	忠左衛門・伊左衛門取調	30
2月11日	上保谷新田甚平重病ニ付出牢、間もなく死去	30
2月13日	野中新田定右衛門牢死	30

2月14日	上保谷新田国五郎牢死	30
	忠左衛門・伊左衛門・元右衛門重病ニ付出牢宿預け	30
2月15日	治助・弥左衛門・関野新田三四郎重病ニ付出牢宿預け	30
	関前新田忠左衛門出牢間もなく死去	30
4月4日	伊左衛門・治助・六兵衛本所へ入牢	30
4月8日	本所より品川牢へ引越	30
4月17日	内藤新田六兵衛牢死	30
4月21日	治助・元右衛門・伊左衛門品川出牢	30
5月11日	治助病氣ニ付宿預け	30
5月27日	元右衛門病氣ニ付宿預け	30
6月	社倉積立金上納	30
閏10月7日	小川村組合社倉取建出役ニ付見込取調の評議	31
明治4年		
2月	村々三役人役義取放の申渡	36
	品川県へ門訴済口請証文を提出	38
明治11年		
11月	社倉穀代金下渡	47

田無村で新田十二か村の名主役人が呼び出され、品川県の勸農方から社倉積穀を申し付けられたのは明治二年十一月三日で、十二日に**史料1**の歎願書を提出していることが、『田無市史第二巻 近代・現代史料編』の「91 弾正台探索書」(179～181 ページ)によって明らかです。

史料1の歎願書には社倉積穀が困難な理由の一つとして、「近年不作之年柄打続」と記されています。このことは、後に紹介する**表2**の「災害及び夫食拝借等年表」からも明らかであり、明治元年は作物が取れない状況が続いていて秋には凶作となり、明治三年の秋も稀な凶作だったことが分かります。また、『国分寺市史料目録Ⅱ 御用留等内容明細目録』には明治三年三月二十二日に「扶食ニ差支候者有之ニ付貯稗穀御下渡シ相成様願書」と「貯穀今般御下渡ニ付割渡候請書」(支配162 57・58)があり、明治二年も凶作であったことが確実で、三年続きの凶作であったことが確認され、「近年不作之年柄打続」というのが事実であることが証明されます。このような状況を考えると、飢饉の最中に飢饉の備えとして積みたてる凶荒備蓄制度を強行しようとしたということであり、時期的にも無理があったのではないのでしょうか。

このことは、**史料9**と**史料10**にみるように明治三年十二月の「社倉御取立ニ付持高書上帳」に現れているように、「難澁ニ付」という理由で格下げになっている者が数多く書上げられており、野中新田善左衛門組で極難澁で出穀できない者が27軒、大沼田新田で極難澁の者が29軒となっています。

一方、国分寺村には明治二年の御用留が残されていて、十一月に次のような廻状が回り請書を出している(支配162 46)ことから分かるように、大半の村々はこのような状況の中でも、今までの養料貯穀制度を廃止して社倉積穀制度を実施するという品川県の指示に従ったことがわかります。

「今般社倉御取建ニ付、別紙仕訳書之通高五石以下之ものハ高壺石ニ付米弍升ツヽ、高五石以下者上中下三等ニ分ケ出穀被仰付候上ハ御沙汰次第日限無相違上納可致事

但右穀困方御仕法之義者追而被為相立候間、当巳年之義者先以金壺両ニ付米壺升之相場ニ而石代金上納之事一旧幕中積立来り候貯穀并廿分一御下ケ穀者御廃止之事

但是迄積立有之分者取計方逸々相伺可申事

右被 仰渡之趣一同承知奉畏候、依之御請証文差上申処如件」

新田の歎願書に対応するために荒木源右衛門が田無村に出張したのが『田無市史第三巻通史編』には十一月十六日となっていますが、**史料30**には十二月五日に出役して六日に村役人と小前の者を呼び出したと記されていて相違があります。一方、**史料30**には「再応御理解有之」とあり再度説得して雛形に従って帳面を差し出すように指示しており、

ここで妥協案を示した形跡がないことから荒木源右衛門は二度出張したのではないかと考えられます。

その後明治三年正月十日に御門訴事件が起こり多くの者が召し捕らえられて厳しく吟味されるわけですが、**史料 17**～**23** までの小川家文書は今回新たに加えられたもので、これらの史料によって本所六番牢に捕らえられていた伊左衛門の様子を克明に追うことができ、四月二十一日に品川牢を出るまでの間いかに長く厳しい詮議が行われたのかを窺い知ることができます。

三、江戸時代の苗字

先日ある方から、鈴木ばやし関係の史料を調べていたら江戸時代の史料なのに苗字が書いてあるので、この史料はおかしいのではないかとのお尋ねがありました。確かに江戸時代には百姓町人は公的に苗字を名乗ることが許されなかったため、ほとんどの史料に苗字が書かれていません。しかし、当史料集の結婚・相続・褒賞の**史料 7** 元文六年の「烏帽子名覚」には十七人全員の苗字が書かれています。また、貞享三年（一六八六）に鑄造された小川寺の梵鐘にも寄進した檀家五十七人全員の名前に苗字が付いています。

『国史大辞典』の「苗字帯刀」の項には「江戸時代には百姓町人は私的には苗字を名乗ることもあったが、公的文書には許されなかった。」とあり、森安彦『古文書が語る近世村人の一生』には史料7が紹介されていて、「江戸時代の農民は、苗字がないのが原則なのですが、ないというよりは、公の文書では使わなかった。たとえば、領主に対する文書には苗字をつけてはいけない。ただ、名前だけを書きました。それは領主に対してで、仲間同士の文書に苗字を使うことはまま見られます。ですから、公には使わないけれども誰もが苗字を持っているのです。」と記されているように、公には名乗れなかったものの江戸時代の農民も苗字を持っていたことが明らかです。

農民が公に苗字を名乗れるようになったのは明治三年九月のことで（『国史大辞典』）、「自今平民苗字被差免候事」という太政官布告が、品川県の村々には九月二十二日付けの品川県庁からの通達（小平市史料集第六集『御用留（大沼田新田4）』65 ページ）によって、蕪山県の村々には九月二十四日の通達（小川家文書D-1 207）によって知らされています。このことが顕著に現れているのが村入用帳で、明治三年三月までは苗字が書かれていなかったものが、小川村でも廻り田新田でも明治四年からは全員の苗字が記されるようになります。

そして、二年後の明治五年八月二十四日には「華族より平民に至るまで自今苗字名并屋号とも改称不相成候事」という太政官布告が出され、苗字を名乗るのが当たり前で苗字も名前も改称してはならないということになります。

四、災害の実態

災害については小平市史料集第十三集『新田開発2』で、「年貢割付等に見る小川村の災害」と題して小川村開発当初の災害について触れましたが、今回の災害・救済関係史料収録に際し改めて**表 2**として「災害及び夫食拝借等年表」を作成してみましたので、ご覧いただきたいと思ます。

【表 2】 災害及び夫食拝借等年表

西暦	年月	内容	村名	史料番号
1664	寛文 4 年 11 月	不作	小川村	C-1 3
1665	寛文 5 年 11 月	不作	小川村	C-1 4
1681	天和元年 10 月	当西少雨損場	小川村	C-1 18
1699	元禄 12 年 8 月	15 日之風損二而、倒家 91 軒、作物被害書上	小川村	史料 1
1700	元禄 13 年 2 月	夫食拝借	小川村	史料 2
1701	元禄 14 年 9 月	麦作去冬寒気つよく大分ぬけかれ、当正月 1 2 日より 2 月 2 7 日迄度々大霜、秋作粟稗蕎麦しめりなく大分やけかれ、はねむしくいからし、7 月 2 2 日風雨、8 月 1 8 日大風二而惣而作物吹ちらし	小川村	C-5 2
1702	元禄 15 年 10 月	蕎麦畑不作	小川村	C-1 46
1714	正徳 4 年 11 月	麦霜腐、当風損	小川村	C-1 58
1715	正徳 5 年 11 月	当水腐	小川村	C-1 59
1721	享保 6 年正月	近年打続作物損毛、去麦作皆損、秋作ひてり二而損毛	小川村	史料 3

1728	享保 13 年 11 月	当秋作数度之風損之上打続水腐其上大霜降諸作皆損	小川村	史料 6
1731	享保 16 年 12 月	当亥年度々之風水損	小川村	C-1 79
1734	享保 19 年 2 月	去丑年麦作損亡	小川村	C-1 82
	享保 19 年	当月 7 日 8 日大雨ニ而作物水腐不残皆損	小川村	史料 9
1739	元文 4 年 8 月	霞村々困窮	小川村	史料 10
1740	元文 5 年 10 月	当申付荒引	大沼田	C-1 10
1741	寛保元年 3 月	夫食拝借	大沼田	史料 62
	寛保元年 10 月	当不作、当酉水腐引、当酉付荒引	大沼田	C-1 11
1742	寛保 2 年 10 月	当戌付荒引、当戌水腐引、同風損引	大沼田	C-1 12
		当戌畑作損亡引	廻り田	C-1 7
	寛保 2 年 11 月	種麦拝借	小川村	史料 1 1
1743	寛保 3 年 10 月	当付荒引	大沼田	C-1 13
1748	寛延元年 10 月	当付荒引	大沼田	伝 C-1 4
1750	寛延 3 年	凶年	廻り田	史料 83
1752	宝暦 2 年 11 月	来夏夫食不足	野中	史料 56
	宝暦 2 年	凶年	廻り田	史料 83
1756	宝暦 6 年 4 月	一兩年凶年打続去亥年麦作違、夏より秋迄しけ候故秋作実入兼 収納穀過半不足	大沼田	D-6 4
	宝暦 6 年 5 月	夫食拝借	野中	史料 57
	宝暦 6 年	凶年	廻り田	史料 83
1767	明和 4 年 3 月	両毛皆無	廻り田	史料 84
1770	明和 7 年 11 月	夏秋作損亡	小川村	史料 14
1771	明和 8 年正月	去寅年早損ニ付夫食拝借	大沼田	史料 64
	明和 8 年 2 月	去寅年早損ニ付夫食拝借	小川村	史料 15
		去寅年早損ニ付夫食拝借	小川新田	史料 43
		去寅年悉旱魃甚不作ニ付夫食拝借	野中	史料 58
		夫食拝借	廻り田	史料 86
1784	天明 4 年閏正月	当春夫食差詰り金子借用	野中	史料 59
	天明 4 年	辰春夫食拝借	小川新田	史料 46
1787	天明 7 年正月	当末年夫食割渡し	大沼田	史料 66
1788	天明 8 年 9 月	諸国御料所村々凶作ニ而飢渴ニ及	大沼田	D-6 13
1790	寛政 2 年 6 月	去午年凶作、近年凶作打続	廻り田	D-6 5
1808	文化 5 年 12 月	当年世上一統不作	小川村	C-5 11
1810	文化 7 年 2 月	去冬中より度々之大雪ニ而麦作損亡	大沼田	D-6 20
	文化 7 年 4 月	去冬中より度々之大雪ニ而麦作損亡	小川村	史料 20
	文化 7 年 6 月	当春凶作ニ付夫食割渡し	大沼田	D-6 20
		当春凶作ニ付夫食割渡し	廻り田	史料 90
1816	文化 13 年 10 月	去閏 8 月 4 日風損当秋作不作	廻り田	山 D-6 2
	文化 13 年 12 月	当秋風損	廻り田	山 D-6 3
1821	文政 4 年 8 月	当畑方早損ニ付早損反別差出	大沼田	D-6 21
	文政 4 年 9 月	当年夏作大旱損	小川村	史料 22
1831	天保 2 年 5 月	麦作格別之違作	小川村	史料 25
1833	天保 4 年	違作	小川村	史料 31

1834	天保5年3月	夫食拝借	小川村	史料26
	天保5年6月	去巳年違作、諸国米価高直	大沼田	D-6 23
1835	天保6年6月	近年違作続之上当麦作殊之外出来方不宜	廻り田	D-6 19
1836	天保7年8月	春中より気候不順、初夏之頃より引続雨天、秋作蒔付雨天相続畑中雨腐れ	小川村	史料29
	天保7年9月	多摩郡新座郡村々当4月中より先月4日迄大風雨降続、不順之冷氣打続、不熟皆損毛	廻り田	D-6 21
	天保7年10月	当申年凶作ニ付飢夫食拝借金	大沼田	史料67
	天保7年	稀之凶作	小川村	史料31
1837	天保8年2月	近年凶作打続候上去申年秋毛皆無同様	大沼田	史料68
	天保8年4月	当春差詰り難儀至極ニ付再夫食	大沼田	史料70
	天保8年9月	去申年稀成違作	鈴木	史料51
1852	嘉永5年7月	当子畑秋作早損	廻り田	史料91
1855	安政2年11月	此度地震ニ而世上死亡之人民不少、施餓鬼修行	廻り田	D-6 43
		地震ニ付出府	廻り田	史料92
1856	安政3年9月	8月25日夜風災、田畑諸作悉吹荒	廻り田	史料94
		此度江戸表大風雨ニ付材木其外諸色払底	廻り田	D-6 44
1861	文久元年4月	窮民救助	鈴木	史料55
1866	慶応2年11月	大沼田新田当8月7日稀成大風雨大荒ニ而諸作悉吹荒	大沼田	D-6 33
1868	明治元年10月	違作打続作物仕付方差支、当秋作凶作	小川村	史料34
1870	明治3年10月	去秋稀成凶毛	小川村	史料38
1870	明治3年10月	去秋稀成凶毛	廻り田	史料98

時間的な制限もあって悉皆調査ができていないわけではありませんが、おおよその傾向は掴めるものと思われま。寛文四年から明治三年までの二〇七年間に四十七年分の災害記録が残されていることとなりますので、四年半に一度は災害に見舞われていたこととなります。年表から災害の理由が明記されているものを拾ってみると、風害が12回、水害が12回、旱魃が7回、霜雪被害が4回、虫害と地震が各1回となっていて、大半が風水害や旱魃及び霜雪や冷害による気象災害で、病虫害や地震等の災害はあまり記録されていません。これは平らな地形と畑作を中心としたこの地の特徴だと言えます。

また、元禄十二年から十五年までの四年間、元文四年から寛保三年までの五年間、天保四年から八年までの五年間は、災害が連続している顕著な事例となっています。この三件の内、元禄の災害は日付と内容が分かっているため貴重な災害記録です。その内容を見てみると十二年八月十五日に小川村で91軒の倒家があるほどの大風害があり、十四年正月十二日より二月二十七日までは大霜、同年七月二十二日には風雨の被害、八月十八日には大風で全ての作物が吹き散らされてしまう被害が記録されています。中央气象台・海洋气象台編『日本の気象史料』暴風雨の項には、元禄十二年八月十五日は関東諸国大風雨と記されており、「護国院日記抄」に「昼時分より風起、次第に強吹、雨も降、暮に及大雨大風也」と書かれ、十四年七月二十一日は下総国大風、八月十七日は四国、近畿、東海道、奥羽諸国大風雨となっていて符合しています。

また、この他の日付のある災害について同書で照合してみると、享保十九年七月八日の大雨については記述がなく、七月六日に陸奥国暴風雨とあります。文化十三年閏八月四日の風損については、三日に四国、近畿、東海道、関東諸国大風雨とあり、「武江年表」に三日、四日大風雨と記されています。安政三年八月二十五日の大風雨については、江戸並下総、筑後諸国大風雨とあり、「武江年表」に「廿三日微雨、廿四日、廿五日続いて微雨、廿五日暮れて次第に降りしきり南風烈しく戌の下刻より殊に甚しく近来稀なる大風雨にて喬木を折り家屋塀墻を損ふ」と記されています。慶応二年八月七日の稀成大風雨については、六日に近畿、中部、関東、奥羽諸国大風雨とあり、「武江年表」に「六日朝、七日終日大雨、夜に入り大風雨にて大川出水」と書かれています。以上のことからほとんどの記録が『日本の気象史料』と符合するこ

とが分かり、当史料集に収録した災害関係史料は同書と照合することによって更に詳しい年表を作成することが可能であり、多摩の災害史を研究する上で貴重な史料になるものと思われます。

五、あとがき

この第十八集に収録した内容は多様ですが、解題で触れたのは御門訴事件と災害が中心で、あとは苗字の関係で烏帽子名覚について解説したに過ぎません。この他にも村の生活を知る上で興味深いものが数多く含まれていますので、これらの史料を活用し研究を進めていただきたいと思います。

最後になりましたがこの史料集の作成市民参加による史料集作りから取り組むことになり、図書館ボランティアの方々に原文の解読をお願いし、岡田美枝子・加藤とみ・小林正雄・小堀恵美子・鳥毛一陽・羽山淳子・日野久美子・藤井一栄・牟田美津子の各氏に協力していただきました。また、校訂と解題作成は空田廣一が行い、印刷のための原稿作成は古文書部員の相模志津子が担当し、岡田美枝子さんと羽山淳子さんに労を煩わしました。関係各位の尽力に感謝します。

平成十七年十二月二十八日

小平市中央図書館